

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る事業契約の内容を公表する。

令和6年6月25日

岡山市長 大森 雅夫

- 1 公共施設等の名称及び立地  
新岡山学校給食センター（仮称）  
岡山市中区海吉1570番地1 ほか
- 2 選定事業者の商号又は名称  
岡山市北区上中野一丁目19番18号  
株式会社岡山スクールランチパートナーズ  
代表取締役 岩東 光男
- 3 公共施設等の整備等の内容
  - (1) 設計業務
  - (2) 工事監理業務
  - (3) 建設業務
  - (4) 各種備品等調達業務
  - (5) 開業準備業務
  - (6) 維持管理業務
  - (7) 運営業務
- 4 契約期間  
本事業契約の締結日（令和6年6月25日）から令和23年8月31日まで

## 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業 事業契約書（抄）]

（公共の事由による解除）

第59条 市は、本事業の実施の必要がなくなったとき又は本施設の転用が必要となったと認めるときには、180日以上前に事業者へ通知のうえ、本契約の全部（ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

（事業者側の事由による解除）

第60条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
- (2) 引渡し日から30日が経過しても開業準備業務が着手されないとき若しくは引渡し予定日から30日以内に開業準備業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき、又は、供用開始予定日から30日が経過しても施設供用業務が着手されないとき若しくは供用開始予定日から30日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 事業者が、その破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを決定したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき又は施設管理台帳若しくは備品台帳に著しい虚偽の記録をしたとき。
- (5) 第39条に基づき市が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
- (6) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。ただし、当該相当期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
- (7) 基本協定が解除されたとき。
- (8) 引渡された本件工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該目的物を除却したうえで再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (9) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達す

ることができないことが明らかであるとき。

(10) 前各号に規定する場合のほか、事業者がその本契約上の債務の履行をせず、市が相当期間を定めて催告をしても本事業の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(11) 事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき。

(12) 事業者が第61条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(13) 事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（事業者の役員、その支店又は本事業に関連する契約を締結する事務所の代表者若しくは室、部、課、係の長その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に届け出なかったとき。

(14) 事業契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(15) 事業者が事業契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(16) 事業者が市から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。なお、当該指名停止が、建設企業、設計企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業、運営企業

又はその他企業になされたときは、基本協定第6条第3項第6号に従うものとし、本号は適用されない。

- 2 市は、前項各号に定めるところのほか、第53条第1項に規定するモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務サービス水準を満たさないと判断したときは、同条第2項の規定により、事業者に対してその是正を勧告し、又は別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

（市側の事由による解除）

第61条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後30日以内に当該違反を改善しないときは、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

（法令変更及び不可抗力）

第62条 事業者は、次の各号の一に該当したときは、市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- (1) 法令変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき。
- (2) 本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備ができなくなったとき又は開業準備業務若しくは施設供用業務の遂行ができなくなったとき。
- (3) その他本事業の実施が不可能となったと認められるとき。
- (4) 法令変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備又は本施設の開業準備業務若しくは施設供用業務を遂行するために追加的な費用が必要となったとき。

- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に前項の協議が調わないときは、市は、事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、損害、損失又は費用の負担は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙13（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に第1項に規定する協議が調わない場合において、事業者が前項に規定する指図に従わないときは、市は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 市は、第13条第4項第3号及び第4号、第31条第3項第3号及び第4号、第33条第1項第3号及び第4号並びに第35条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（引渡し日前の解除の効力）

第64条 引渡し日前に第59条から第62条までの定めるところにより本契約が解除されたときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、次の各号に掲げるところにより、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

- (1) 第 60 条の規定により本契約が解除された場合において、市が当該解除後に本施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合において、市は、その対価の支払債務と、第 66 条第 1 項から第 4 項までの各規定及び同条第 6 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息（法定率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。以下同じ。）を含む。以下同じ。）とを対当額で相殺することができるものとし、なお残額があるときは、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (2) 第 59 条又は第 61 条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合において、市は事業者に対して、その対価及び第 66 条第 7 項に規定する損害賠償額の総額（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 62 条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価（履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 市は、必要と認めたときは、その理由を事前に事業者に対して通知したうえで、本施設を最小限度破壊して前 3 号に規定する検査をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、引渡し日前に本契約が解除された場合において、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請

求することができるものとし、事業者はこれに従うものとする。この場合において、解除が第 59 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは、市がその費用相当額及び第 66 条第 7 項に定めるところの損害賠償額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を負担するものとし、第 60 条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第 66 条第 1 項から第 4 項までの各規定及び第 6 項に基づく支払額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 60 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

- 3 開業準備業務が着手されている部分があるときは、当該開業準備業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項第 3 号後段の規定を準用する。

(引渡し日後の解除の効力)

第 65 条 引渡し日後に第 59 条から第 62 条までの規定により本契約が解除されたときは、本契約は、将来に向かって終了する。この場合において、市は、第 37 条の規定により引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合において、市は、本契約が解除された日から 10 日以内に本施設の現況を調査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。
- 3 市は、前項に規定する修補完了の通知を受けてから 10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。この場合において、事業者は、当該完了検査の終了後速やかに未履行の開業準備業務及び施設供用業務を市又は市の指定する者に引継ぐものとし、市又は当該市の指定する者が未履行の開業準備業務及び施設供用業務を引継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

- 4 前項の規定により市が未履行の開業準備業務及び施設供用業務を引継いだ後、市及び事業者は、次の各号に定めるところにより、サービス対価を取り扱うものとする。

- (1) 本契約の解除が第 60 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、未払いの施設整備費の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、未払いの施設整備費の支払義務を免れるものとし、当該相殺により市のその余の損害賠償の請求は、妨げられ

ないものとする。

- (2) 本契約の解除が第 59 条又は第 61 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払うとともに、第 66 条第 7 項に定めるところの損害賠償額の総額（これらの履行期限に遅延しているときは、当該履行期限の翌日から支払日までの日数に応じた利息を含む。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。
- (3) 本契約の解除が第 62 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙 11（サービス対価の構成及び支払い方法）の定めるところに従い支払うものとする。この場合において、市は、事業者が未履行の開業準備業務及び施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由のいかんを問わず、本契約の解除日以後、市は、開業準備業務及び施設供用業務に係るサービス対価のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する開業準備業務及び施設供用業務に係るサービス対価に関しては、実働ベースで精算及び支払いを行うものとする。

#### （損害賠償）

第 6 6 条 市は、事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（市において生じた人件費その他諸経費のみならず、契約不適合の是正のため又は解除された本契約に代わる本事業若しくは本事業の後継事業の遂行のために市が第三者との間で新たな契約を締結するために要した費用（当該契約の入札その他公募手続追行費用を含むが、これらに限られない。以下、本条において同じ。）の賠償を請求することができる。

- (1) 本件工事の目的物に契約不適合があるとき。
  - (2) 第 60 条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、事業者は、違約金を市の指定する期限までに支払うものとする。この場合（第 60 条第 1 項第 11 号及び第 13 号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第 8 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって本項の違約金に充当することができる。
- (1) 第 60 条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年

法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された管財人

4 第 2 項の違約金は、第 2 項各号のいずれかに該当した日(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日)において第 8 条の定めるところに従って事業者が市に納付した契約保証金等に係る保証の額相当額とする。

5 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に規定する場合(第 60 条第 1 項第 11 号及び第 13 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第 8 条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

6 第 1 項と第 2 項から第 4 項までの各規定は相互に適用を妨げず、重疊的に適用されるものとする。ただし、第 2 項から第 4 項までの規定の定めるところに従って事業者が違約金を支払ったときは、第 1 項に基づき請求された市が被った損害額が支払済みの違約金額を上回るときに限り、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払えば足りるものとする。なお、市が被った損害額が確定しない場合(第 1 項に基づく請求が完了した旨を市が確認した場合を除く。)、事業者は、本契約の終了後も第 1 項に基づく市に対する損害賠償義務を履行するため、本契約の終了から 3 年を経過するまで解散してはならない。ただし、事業者が第 1 項に基づく市に対する損害賠償義務を代表企業、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業、運営企業その他市が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。

7 事業者は、市に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより事業者が被った合理的な範囲の損害賠償を請求することができる。

(1) 第 59 条又は第 61 条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 市が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき(第 81 条の適用がある場合を除く。)

8 前各項の定めにかかわらず、本条に基づく請求権を有する当事者は、本契約及び取引上の社会通念に照らして相手方当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。ただし、第 3 項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合は、この限りでない。

(保全義務)

第 67 条 事業者は、解除の通知がなされた日から第 64 条第 1 項各号による引渡し又は第 64 条第 3 項若しくは第 65 条第 3 項による未履行の開業準備業務及び施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本施設(本施設の出来形部分を含む。)について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 68 条 事業者は、第 64 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する引渡し又は第 65 条

第3項に基づく施設供用業務等の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書、完成図書（既に事業者が提出しているものを除き、本契約が本施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合は、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、その他本施設の整備及び本施設の修補に係る書類並びに本施設の施設供用業務等の遂行に必要な書類の一切を引渡すものとする。

- 2 市は、前項の規定に基づき提出を受けた図書等を本施設の整備又は施設供用のために、無償で自由に自ら使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、かつ第三者をして使用させることができるものとし、事業者は、市又は市の指定する第三者による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

（所有権の移転）

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までの規定により本施設又はその出来形の所有権を市に移転するときは、担保権その他の制限による負担のない完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

## 6 契約金額

金 10,127,703,916 円

（うち消費税及び地方消費税 金 920,700,356 円）

ただし、新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業 事業契約の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

〔新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業 事業契約書（抄）〕

（契約期間）

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立の日から事業期間満了日までとする。ただし、この章の規定により契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。なお、本項は、本契約の終了後において当事者に適用されることが企図されている本契約の条項の効力及び適用当事者に対する法的拘束力を如何なる意味でも妨げないことを確認する。

- 2 事業者は、要求水準書の定めに従い、事業期間満了日において、本施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるよう維持管理を行い、事業期間満了日時点において少なくともその後2年を経過するまで建築物、建築設備、調理設備その他本施設等の修繕・更新が必要とならない状態であることを基準として、事業期間満了日の12か月前までに、市が合理的に満足する様式及び内容の建築物調査報告書、建築設備調査報告書、外構施設調査報告書、備品等調査報告書、竣工後の修繕記録を反映させた図面（CADデータ）等を作成し、市に提出したうえで、

事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した本施設の状態で以て事業期間満了日に本施設の明渡しを行うものとする。

- 3 前項の定めるところに従って事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態とするための修繕・更新を含め、維持管理期間中に行うべき各種の修繕（大規模修繕を除く。）・更新（本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については全て維持管理期間中に修繕・更新が実施されるべきものとみなされ、治癒・是正されなければならないものとする。）は、市の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして事業者の責任と費用負担で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、事業者は、その修繕・更新の責めを免れるものとする。
- 4 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第2項の定めるところに従って本施設の明渡しを行うに当たっては、市に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うほか、市が継続使用できるよう本施設の施設供用業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係書類・記録を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 5 市は、第2項の定めるところに従って本施設の明渡しを受けるに当たっては、要求水準書に基づき検査を実施する。かかる市の検査により不適合と認められた場合は、事業者は、自己の責任と費用負担により不適合箇所を是正するべく速やかに対応するものとする。
- 6 事業者は、理由のいかんを問わず事業期間終了後1年を経過するまでの期間において、維持管理企業をして、引継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を無償で実施せしめるものとし、市の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を市が合理的に定める様式及び内容で市との間で維持管理企業をして締結させるものとする。